

# 犯罪収益移転防止法等の 概要について



警察庁刑事局組織犯罪対策部  
組織犯罪対策企画課

# 内 容

- 1 犯罪収益移転防止法の概要  
(マネー・ローンダリング・改正内容)
- 2 疑わしい取引の届出

# Money Laundering(資金洗浄)とは、

**犯罪による収益の出所や帰属を隠そうとする行為**  
極めて潜在性が高く、その解明に困難を伴う。

放置すると

犯罪収益が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用されたり、犯罪組織がその資金源を元に合法的な経済に介入して悪影響を及ぼす。

そのため

**犯罪による収益の移転を防ぐことが重要！**

# 犯罪収益移転防止法制定の流れ

## 平成16年12月

改正金融機関等本人確認法の施行  
(預貯金通帳の不正譲渡等の罰則化)

## 平成19年3月

犯罪収益移転防止法が成立

## 平成19年4月

犯罪収益移転防止法の一部施行

FIUの移管(金融庁→国家公安委員会・警察庁)

## 平成20年3月

犯罪収益移転防止法の全面施行

非金融業者等に対する本人確認等の義務付け

## 平成22年4月

資金決済法制定に伴う犯罪収益移転防止法の一部改正法の施行(資金移動業者を特定事業者に追加等)

## 平成23年4月

改正犯罪収益移転防止法が成立

- 取引時の確認事項
- 特定事業者の追加
- 取引時確認等を的確に行うための措置の追加

## 平成23年5月

改正犯罪収益移転防止法の一部施行  
(預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化)

## 平成25年4月

改正犯罪収益移転防止法の全面施行  
電話転送サービス事業者が特定事業者に追加

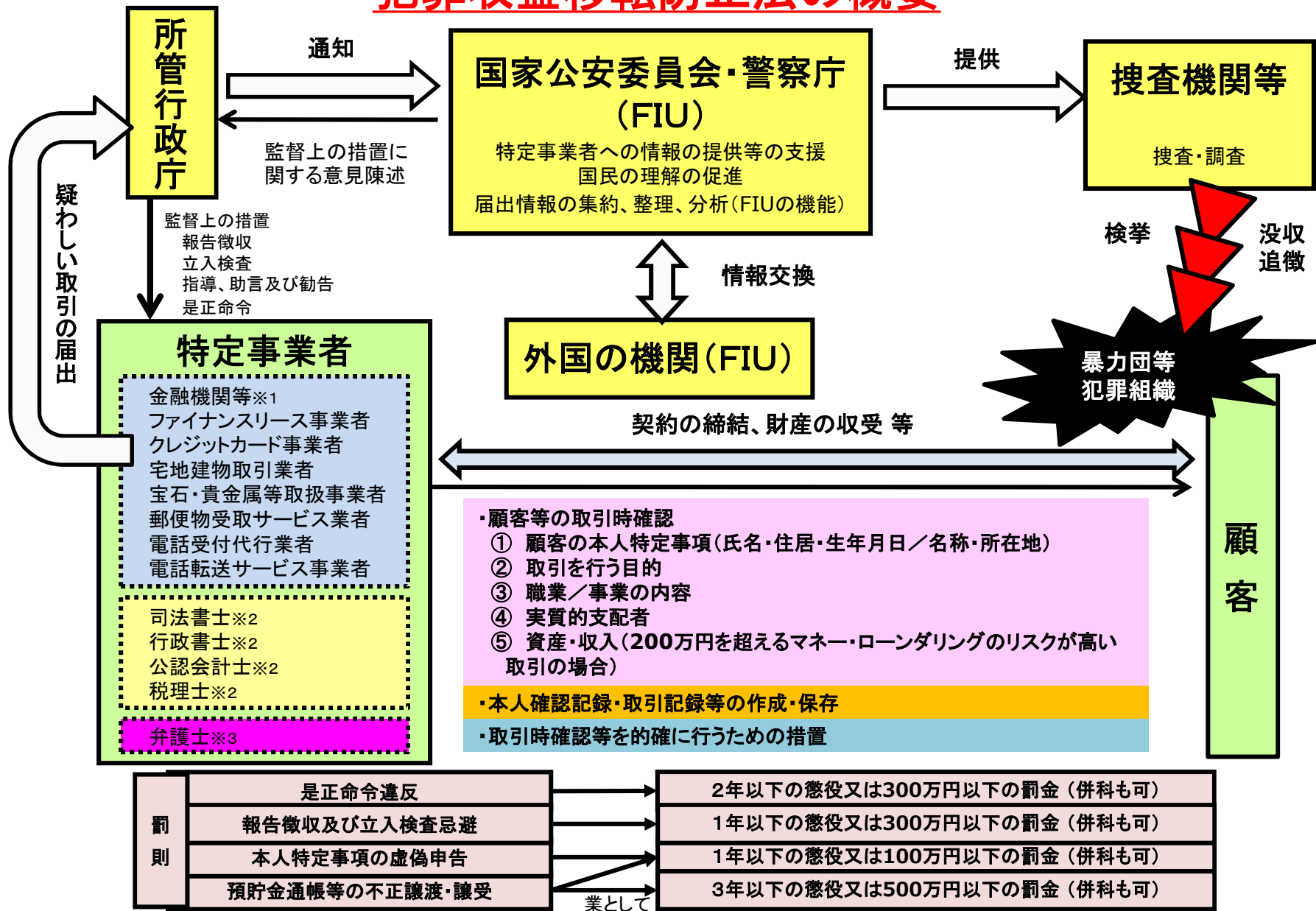
## 平成26年11月

改正犯罪収益移転防止法が成立  
(疑わしい取引の判断方法の明確化等)

## 平成28年10月

改正犯罪収益移転防止法が施行

# 犯罪収益移転防止法の概要



※1 金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、上記のほか送金人情報の通知義務を負う。

※2 司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士による取引時確認については、①のみの確認である。

※3 弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

# 特定事業者の義務

法第4条 取引時確認

法第6条 確認記録の作成・保存（7年間）

法第7条 取引記録の作成・保存（7年間）

法第8条 疑わしい取引の届出 司法書士等の士業を除く

法第9条 コルレス契約締結時の厳格な確認

法第10条 外国為替取引に係る通知

法第11条 取引時確認等を的確に行うための措置

# ○ 自然人の本人確認書類（規則第7条第1号）の種類と本人特定事項の確認方法（規則第6条第1項第1号）

本人確認書類の種類		改正前		改正後			
写真付き書類(A群)	運転免許証・運転経歴証明書 在留カード、特別永住者証明書 個人番号カード、(住民基本台帳カード) 旅券等	6 ホ	提示のみでOK	5イ	7 イ	提示のみでOK	6イ
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、 戦傷病者手帳	6 ニ					
	その他の写真あり証明書 (※1 顧客等本人から提示されたもの) (※2 一枚限り発行されるのもので、代理人から提示され たもの)	6 ヘ					
写真が添付されていないが、 現行規則では提示のみで証 明できるとされていた書類 (B群)	申込時に使用した印鑑登録証明書	6 イ	提示のみでOK	5イ	7 ハ	提示+転送不要郵便①	6ロ
	健康保険等の被保険者証 健康保険日雇特例被保険者手帳 共済組合の組合員証、加入者証	6 ハ				提示+他の本人確認書類(A群を除く) の提示②	6ハ
	国民年金手帳、児童扶養手当証書 母子手帳	6 ニ				提示+補完書類の提示③	6ニ
		提示+他の本人確認書類又はその写 しの送付④					
						提示+補完書類又はその写しの送付 ⑤	
現行規則では提示のみでは 証明力が不足するとされた書 類(C群)	印鑑登録証明書(B群のものを除く) 戸籍謄本、住民票	6 ロ	提示+転送不要郵便	5ロ	7 ロ	提示+転送不要郵便	6ロ
	その他の写真あり証明書 (※ 複数枚発行されるもので、代理人から提示されたも の)	6 ヘ					
	その他の写真なし証明書	6 ト					

# 取引担当者への権限の委任の確認方法の厳格化

## F A T F 第 4 次 勧 告

### 10. 顧客管理【旧勧告5】

措置すべき顧客管理は次のとおりである。

- (a)信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報を用いて、顧客の身分を確認し、照合すること。  
(以下、略)

## 解 釈 ノ ー ト

### B. 顧客管理—顧客の代理人

4. 勧告10で規定されている、顧客管理措置の(a)及び(b)の要素を実施するとき、**金融機関は、顧客を代理していると主張する者が正当な権限を有しているかどうかを照合することも求められるべきであり、当該代理人の身元確認及び照合を行うべきである。**

## F A T F の 指 摘

- 社員証等を所持していることは単にその会社等に属していることを証明するものに過ぎず、代理権等の権限を与えられていることの確認方法としては不適當である。

## 現 行 の 権 限 委 任 の 確 認 方 法

### 規則11条4項

- 委任状その他の取引担当者が法人のために取引の任に当たっていることを証する書面を有していること
- **法人が発行した身分証明書（社員証）**その他の法人の役職員であることを示す書面を有していること
- 取引担当者が**法人の役員として登記**されていること
- 法人の本店や営業所等に電話をかけることその他これに類する方法により、取引担当者が法人のために取引の任に当たっていることが確認できること
- **法人と取引担当者との関係を認識していること**その他の理由により取引担当者が法人のために取引の任に当たっていることが明らかであること。

## 改 正 後 の 確 認 方 法

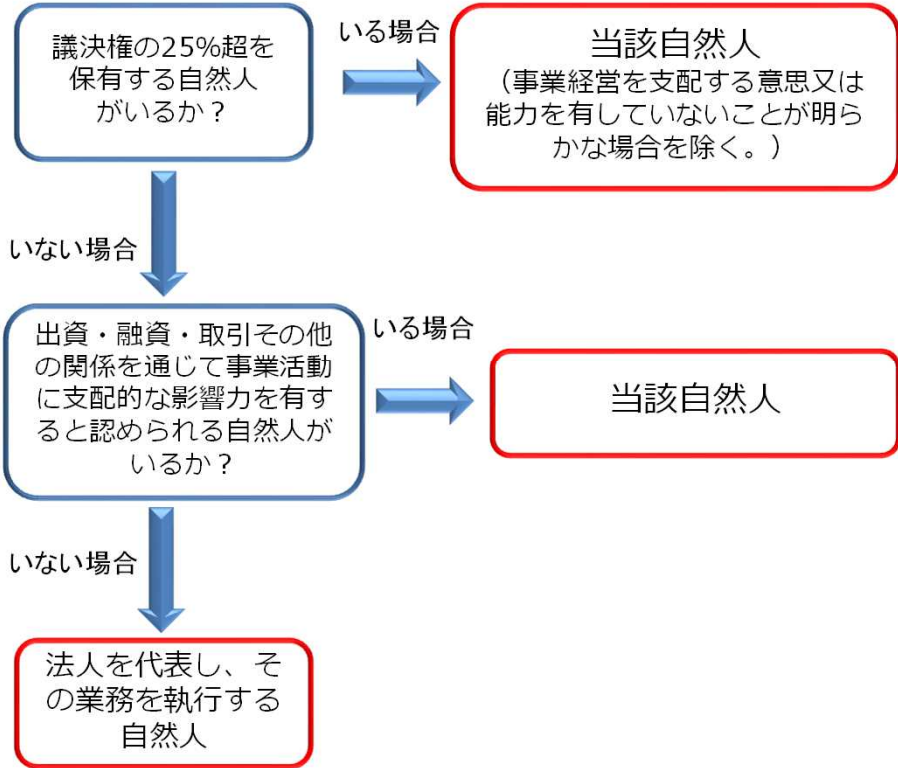
### 規則12条4項

- 変更なし
- **削除**
- 取引担当者が**法人を代表する権限を有する役員として登記**されていること
- 変更なし
- 変更なし



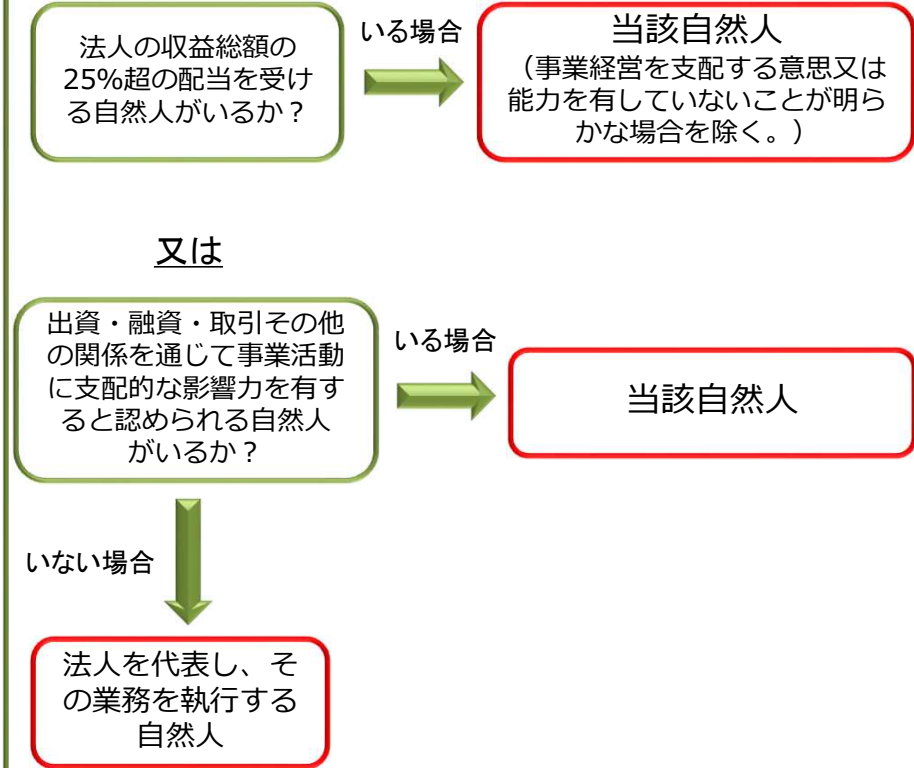
# 取引時に確認する「実質的支配者」の確認方法

## 顧客等が資本多数決法人である場合



※ 25%の計算に当たっては、直接保有、間接保有の合計とする。

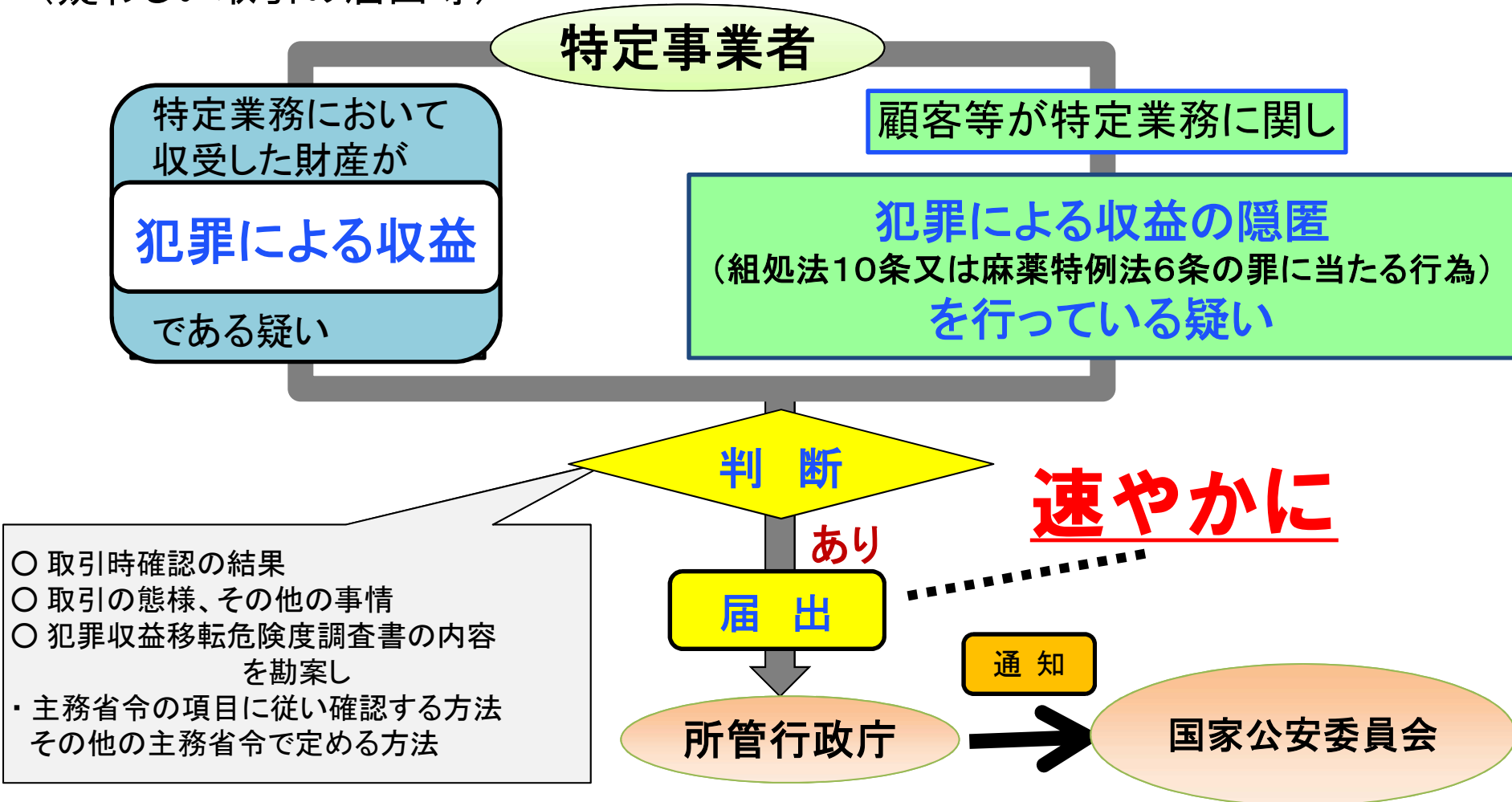
## 顧客等が資本多数決法人でない場合



- ▶ FATFが求める「顧客の所有権及び管理構造」の把握については、確認記録に『実質的支配者と顧客の関係』について記載することとなる。
- ▶ 現行規則では、ハイリスク取引の場合に、実質的支配者の本人確認書類を確認することとしているが、当該実質的支配者がファンドの先にいる者であったり、外国の者であったりする場合に、本人確認書類を入手するのは困難であるため、顧客等からの申告によることとする。
- ▶ 現行規則では、ハイリスク取引の場合に、実質的支配者の支配を証明する書類（株主名簿や登記事項証明書）を確認することとしている。今般の改正に伴い、間接保有者も実質的支配者となりうることとするため、これらの書類は、支配構造を証明するに足り得ない場合が生じ得る。しかしながら、マネロン対策上、実質的支配者が記載されていない場合であっても、これらの書類の提示を受けることは有効と考えるため、当該規定は存置する。

# 疑わしい取引の届出に係る規定

## ○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条 (疑わしい取引の届出等)



# 疑いがあるかどうかの判断方法①

＜犯罪収益移転防止法第8条第2項＞

- **取引時確認の結果、取引の態様その他の事情を勘案**
- **犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案**
- **主務省令で定める方法により疑わしいかどうかを判断**

# 疑いがあるかどうかの判断方法②

<規則第27条>

主務省令で定める方法(取引区分に応じた判断方法)

## ① 一見取引

⇒ 下記チェック項目

## ② 継続取引

⇒ 下記チェック項目 + 確認記録・取引記録の精査

## ③ リスクの高い取引

⇒ ① 又は② + 必要な調査 + 統括管理者の承認

## ○チェック項目

- ・ 他の顧客との間で通常行う取引の態様との比較
- ・ 当該顧客の過去の取引との比較
- ・ 取引時確認事項の結果に関して有する情報との整合性

# 疑わしい取引の届出内容

- 届出を行う事業者の名称及び所在地
- 届出対象取引が発生した年月日
- 届出対象取引が発生した業務の内容
- 届出対象取引に係る財産の内容
- 取引時確認に係る事項
- 届出を行う理由

※届出を行う様式は警察庁ウェブサイトに掲載

# 疑わしい取引の届出方法

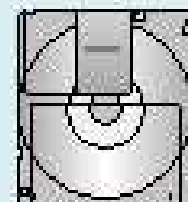
## ①電子政府を利用した届出

⇒ インターネットを利用して届出



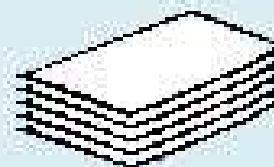
## ②電磁的記録媒体による届出

⇒ 電磁的記録媒体を郵送又は持込み



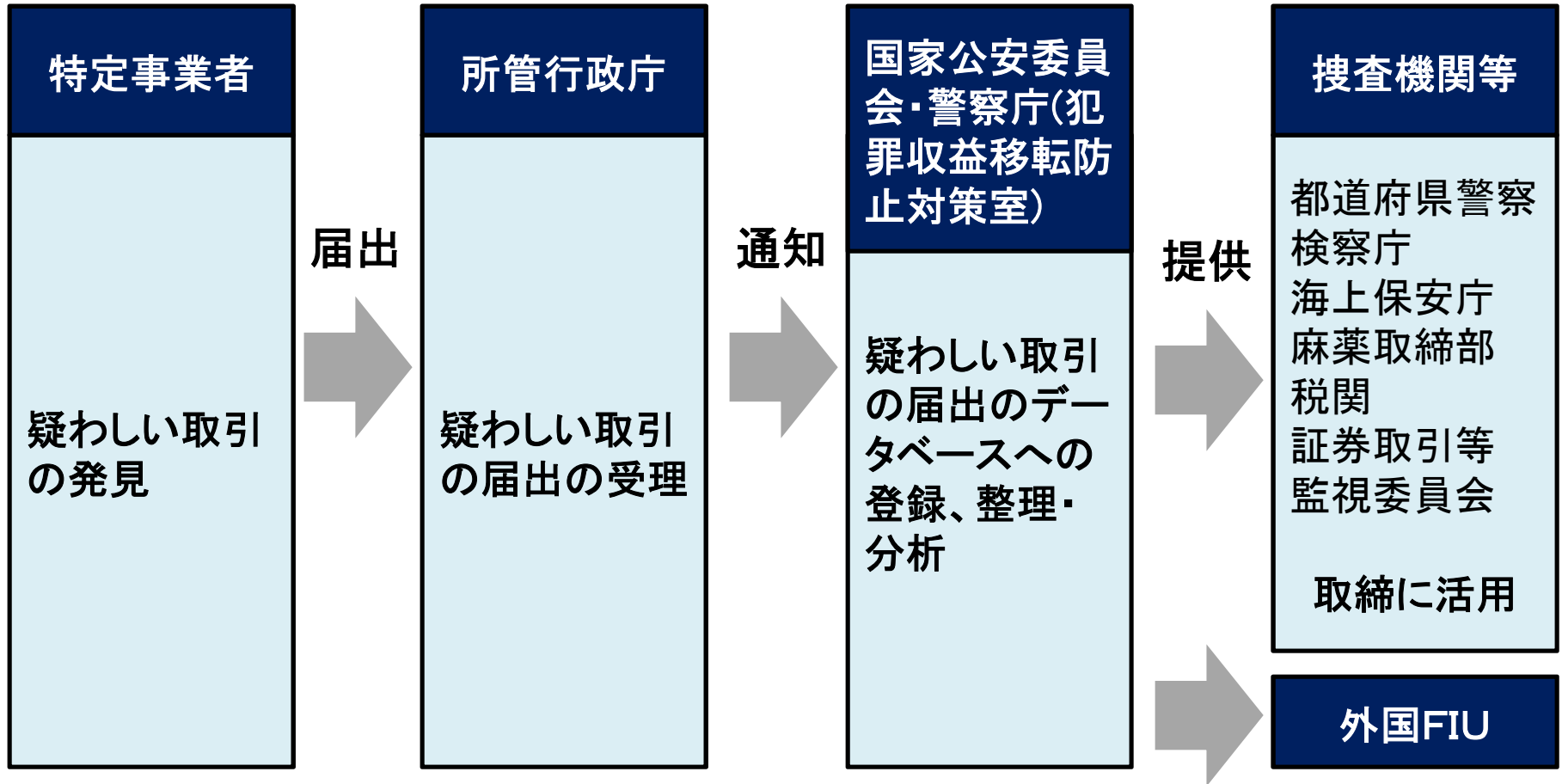
## ③文書による届出

⇒ 文書を郵送又は持込み



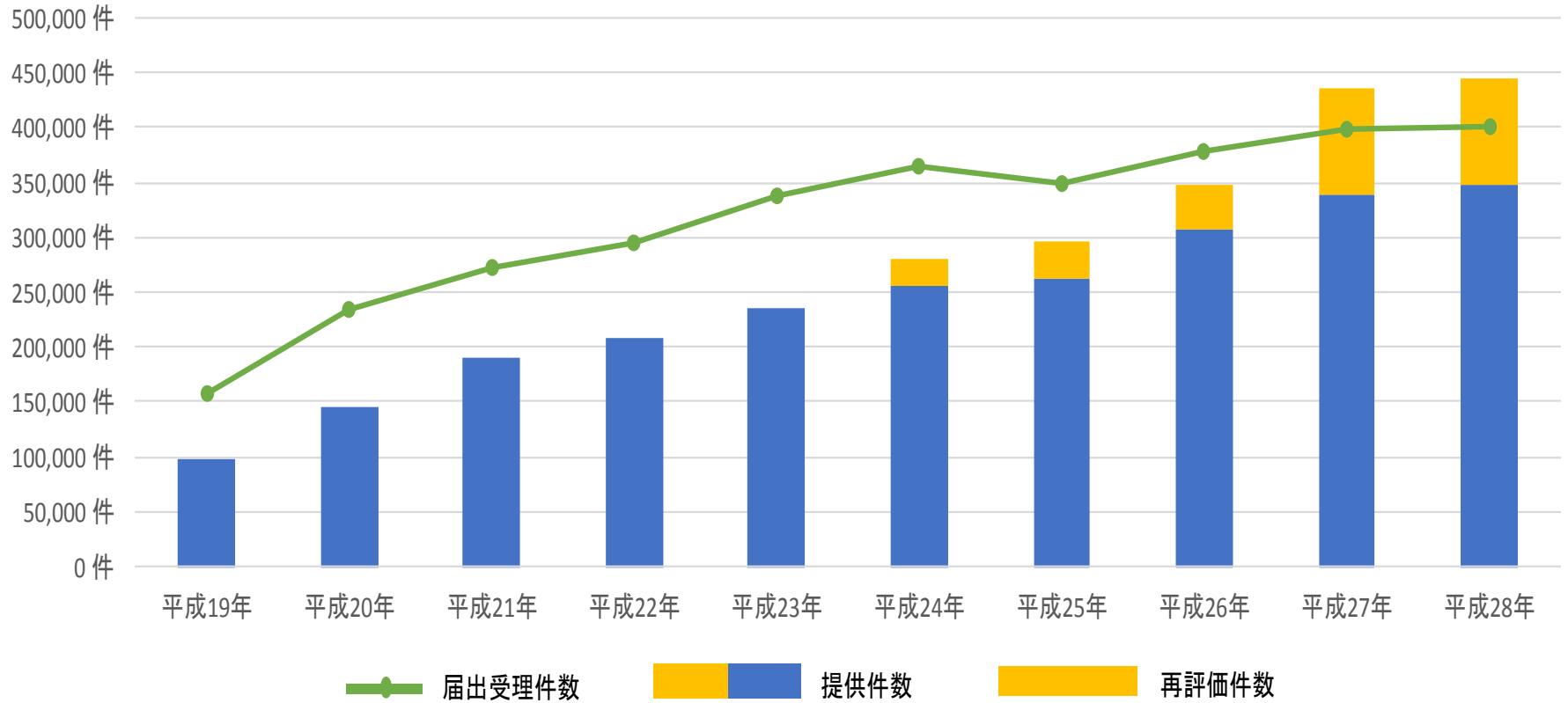
※①～③のいずれかを選択して、行政庁(総務大臣)に届出

# 疑わしい取引の届出から捜査機関等への提供までの流れ



# 疑わしい取引の届出受理・提供件数

疑わしい取引の届出受理及び提供件数(平成19～28年)



	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
届出受理件数	158,041	235,260	272,325	294,305	337,341	364,366	349,361	377,513	399,508	401,091
提供件数	98,629	146,330	189,749	208,650	234,836	281,475	296,501	348,778	435,055	443,705
(うち再評価件数)	—	—	—	—	—	25,413	34,087	42,231	96,680	94,752



# 業態別届出状況（平成24年～28年）

区分	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
金融機関等	360,513	98.9%	344,147	98.5%	366,779	97.2%	385,639	96.5%	387,399	96.6%
預金取扱機関	348,831	95.7%	329,127	94.2%	349,204	92.5%	366,965	91.9%	369,936	92.2%
銀行等	333,868	91.6%	313,435	89.7%	332,443	88.1%	351,009	87.9%	354,346	88.3%
信用金庫・信用協同組合	13,521	3.7%	14,089	4.0%	15,018	4.0%	13,188	3.3%	13,070	3.3%
労働金庫	357	0.1%	290	0.1%	298	0.1%	371	0.1%	453	0.1%
農林等	1,085	0.3%	1,313	0.4%	1,445	0.4%	2,397	0.6%	2,067	0.5%
保険会社	1,837	0.5%	3,002	0.9%	3,817	1.0%	2,918	0.7%	2,310	0.6%
金融商品取引業者	5,998	1.6%	7,373	2.1%	7,732	2.0%	8,951	2.2%	8,528	2.1%
貸金業者	1,628	0.4%	1,872	0.5%	3,349	0.9%	4,427	1.1%	5,263	1.3%
資金移動業者	380	0.1%	363	0.1%	807	0.2%	585	0.2%	539	0.1%
商品先物取引業者	3	0.0%	53	0.0%	16	0.0%	9	0.0%	16	0.0%
両替業者	1,835	0.5%	2,119	0.6%	1,574	0.4%	1,633	0.4%	627	0.2%
電子債権記録機関	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.0%
その他	0	0.0%	237	0.1%	280	0.1%	151	0.0%	177	0.0%
ファイナンスリース事業者	109	0.0%	62	0.0%	86	0.0%	160	0.0%	214	0.1%
クレジットカード事業者	3,664	1.0%	5,086	1.5%	10,608	2.8%	13,666	3.4%	13,436	3.3%
宅地建物取引業者	10	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	9	0.0%	8	0.0%
宝石・貴金属等取扱事業者	28	0.0%	7	0.0%	5	0.0%	10	0.0%	27	0.0%
郵便物受取サービス業者	42	0.0%	57	0.0%	34	0.0%	24	0.0%	6	0.0%
電話受付代行業者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
電話転送サービス事業者			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	364,366	100.0%	349,361	100.0%	377,513	100.0%	399,508	100.0%	401,091	100.0%

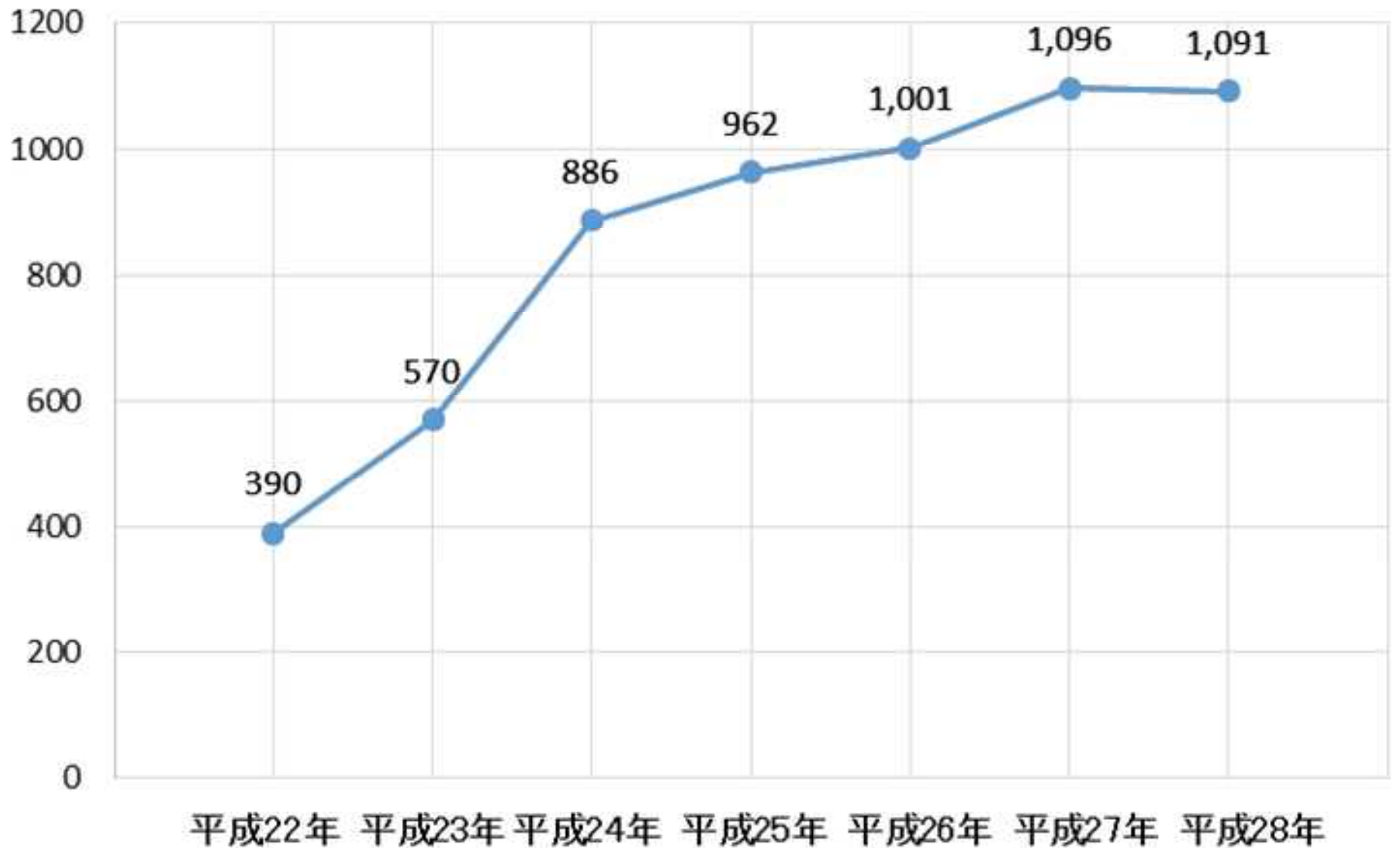
## 捜査において活用された疑わしい取引に関する情報数

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
端緒事件の捜査に活用した情報数	3,811	3,781	4,608	6,308	5,961
端緒事件以外の捜査に活用した情報数	184,510	190,063	238,868	259,038	278,953
合計	188,321	193,844	243,476	265,346	284,914

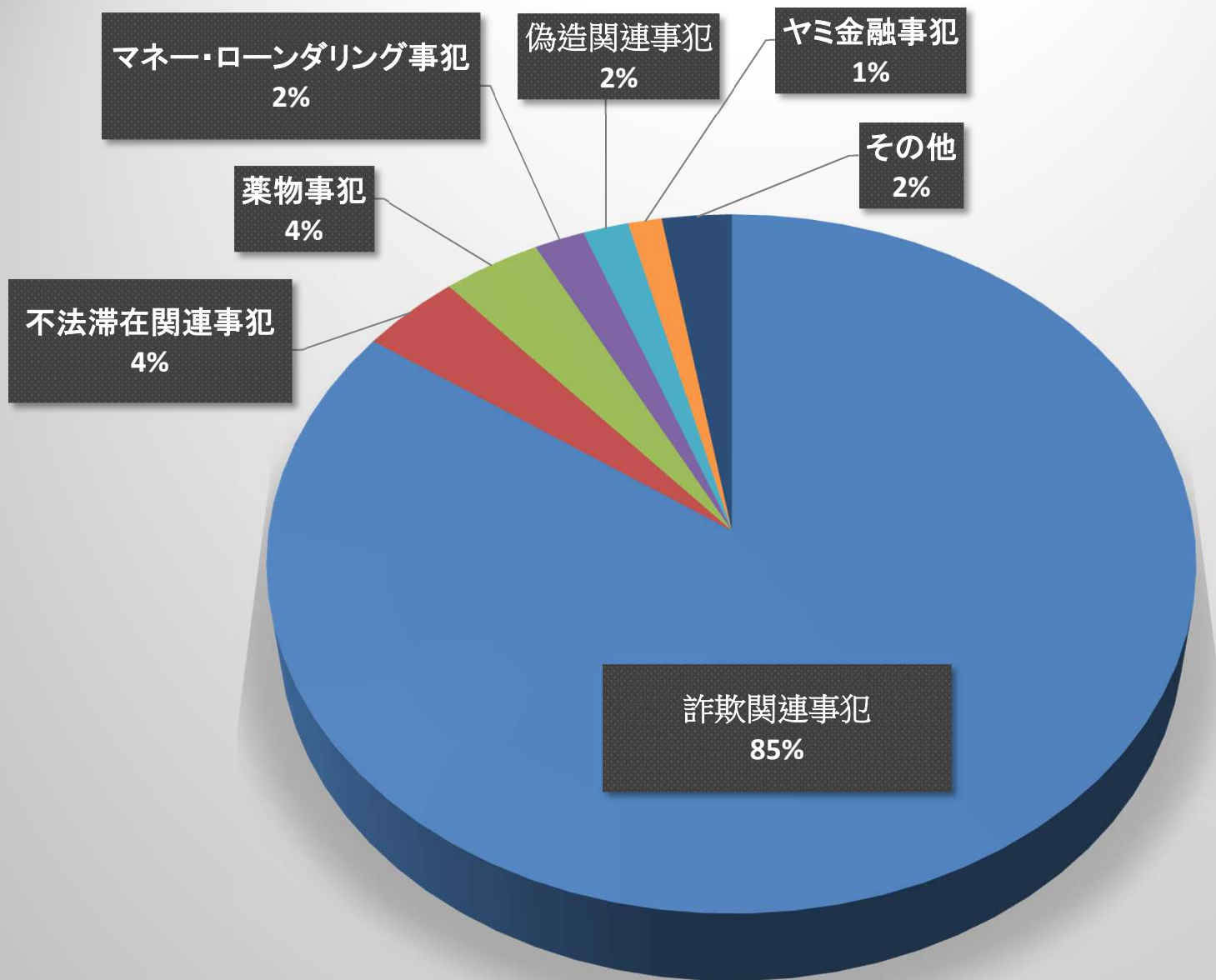
注1: 端緒事件の捜査における活用件数には、端緒事件を検挙した際に活用した疑わしい取引に関する情報の件数を計上している。

注2: 疑わしい取引に関する情報を端緒として捜査を開始したが依然として検挙に至っていない場合には、当該疑わしい取引に関する情報は、端緒事件の捜査以外において活用されたものとして計上している。

# 疑わしい取引に関する情報を端緒として 都道府県警察が検挙した事件(端緒事件)数



# 届出情報の罪種別活用状況（平成28年）



事例1 顧客が会社等の実体を仮装する意図で電話受付代行、電話転送サービスを利用するおそれがあり、それが犯罪等に用いられるであろうということが契約事務の過程でうかがわれる契約

事例2 契約事務の過程で、顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、真の受益者(本来の利用者)等の確認を求めたが、その説明や資料提出を拒む顧客に係る契約

事例3 同一名義人である顧客が複数の法人や異なる名義で電話受付代行、電話転送サービス契約を希望する契約

事例4 契約事務の過程で、顧客である法人、実質的支配者である法人が実態のないペーパーカンパニーであることがうかがわれる契約(取引)

事例5 顧客が架空名義又は借名で契約していることが契約事務の過程でうたがわれる契約

事例6 契約事務の過程で、取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る契約

事例7 契約事務の過程で、暴力団員、暴力団関係者等に係る契約である  
ことが明らかな契約

事例8 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な  
態度、動向等が認められる顧客に係る契約

事例9 取引時確認において確認した取引を行う目的、職業又は事業の  
内容等に照らし、不自然な態様で行われる契約

事例10 警察署その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係してい  
る可能性があるとして照会や通報があった契約

# 判断のポイント

## ◆ 「疑わしい取引の疑い」とは

職員が、**業界における一般的な知識と経験**を前提として、取引の形態を見た場合、**收受した財産が犯罪収益である疑い**又は**犯罪収益の仮装・隠匿罪に当たる行為を行っている疑い**があること。

特定の犯罪の存在を認識する必要はない。

## ◆ 窓口職員が疑いを持った取引も積極的に届出を

- **契約時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。**
- **職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客の取引。**

～ A M L 検知だけが疑わしい取引ではない ～



## 情報管理の徹底

届出事業者

- 疑わしい取引の届出を行おうとすること又は行ったことを当該取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない
- **犯罪収益移転防止法第8条第3項**

捜査機関等

- 国家公安委員会が提供した疑わしい取引の届出情報は、厳正に管理
- 届出情報については一切公表されない
- **国家公務員...「守秘義務」**

届出事業者を保護